

入 札 説 明 書

令和 7 年 9 月 16 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

業務用軽自動車賃貸借契約（公園管理課）

2 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

3 概要

市内 176 公園の維持管理等の業務を行うにあたり、作業や現場確認を行う必要があることから、軽自動車を賃貸借し業務の効率を図る。

4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- ④ 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- ⑤ 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- ⑦ （公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。③に該当するものを除く。）
- ⑧ 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条に基づく「令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格名簿」に第 1 希望業種がリース業として登録されている者であること。
- ⑨ 「令和 6・7 年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている地区が、市内・準市内であること。

5 制限付一般競争入札参加申込書の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申込書（別紙１）を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間に制限付一般競争入札参加申込書（別紙１）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 提出期間：令和 7 年 9 月 17 日（水） 9 時 ～ 令和 7 年 9 月 26 日（金） 12 時まで

(2) 提出方法：那覇市役所本庁舎 9 階の公園管理課まで持参すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

(2) 入札

① 入札参加者は、入札書（別紙 5）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

② 入札金額は総額（60 か月）で記載すること。

③ 入札書は持参により提出すること。

④ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（別紙 6）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。

⑤ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。

② 入札書は、封書にして提出すること。

③ 代理人が入札を行う場合で委任状（別紙 6）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

④ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

① 入札に参加する資格のない者が入札

② 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札

③ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

④ 虚偽の記載がされた入札

- ⑤ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑥ 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- ⑦ 入札書に記名押印を欠いた入札
- ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判断できない入札
- ⑨ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- ⑩ 入札参加申込に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者候補者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者候補者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は1回までとする。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札候補者は、応募時に提出した制限付一般競争入札申込書（別紙1）の記載内容が確認できる制限付一般競争入札参加資格申請書（別紙2）及び誓約書（別紙3）を期限までに持参により提出しなければならない。

(2) 入札参加資格審査

- ① 落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 落札候補者について入札参加資格が審査され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格審査結果の通知に代えるものとする。
- ③ 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(3) 入札参加資格不適格者に対する説明

- ① 入札参加資格不適格通知書を受理した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限：入札参加資格不適格通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市公園管理課まで持参すること。

② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。

③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は公園管理課ホームページに掲載する。
- (4) 提出された制限付一般競争入札参加申込書及び制限付一般入札参加資格審査申請書等の書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された制限付一般競争入札参加申込書の書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における制限付一般競争入札参加申込書及び制限付一般入札参加資格審査申請書等の書類はの差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者候補となることはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地、連絡先は以下の通りである。

那覇市都市みらい部公園管理課
利用グループ 担当：湧田
〒900-8585
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（9 階）
電話番号 098-951-3239
FAX 番号 098-951-3206